

## 「指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について（依頼）」等について

「自家用車活用事業の用に供する自家用車（日本版ライドシェア）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車（軽タクシー）」については、1年ごとに継続検査と同等の「年次検査」を実施することが定められているところです。

今般、国土交通省より、指定自動車整備事業者が当該年次検査を実施する際の運用を定めるとともに、これに従い、通達「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」を一部改正した旨、別添1・2のとおり、通達がありましたのでお知らせいたします。

なお、指定自動車整備事業者による年次検査の実施について、国土交通省のホームページ（下記参照）にて、関係通達や年次検査合格証の様式（Word形式）等が掲載されておりますこと、併せてお知らせいたします。

### 記

<国土交通省ホームページ>

指定自動車整備事業者による年次検査の実施について

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk9\\_000071.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000071.html)

※国交省HP→政策情報・分野別一覧 物流・自動車→【事業者・運送者向け情報】◆自動車整備事業→自動車整備 指定自動車整備事業者による年次検査の実施について